

令和4年第9回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年9月2日(金)午後2時 00 分

場 所 別府市レセプションホール

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請(地役権設定)の審議について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第3条の3の規定による届

(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届

(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

報告第2号

開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

出席委員 7名

※ 番号は議席番号

1番 久保 賢一 2番 佐藤 進蔵

3番 後藤 利夫 4番 小畑 義宏

5番 齊藤 孝一 6番 藤内 宣幸

7番 星野 賢一

出席職員 事務局長 吉田 悠子 主査 加藤 満江

午後2時 00 分 開会

(局長) それでは、只今より令和4年第9回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数が、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長) 皆さんこんにちは、先程は大分県東部振興局の普及員の話を書きましたが、これからもこの様な機会を作って行きたいと思っています。さて8月は新型コロナウイルスの感染者が、県内で3千人を超え、別府市でも 300 人以上になるなど、だれが感染してもおかしくない状況です。引き続き感染症予防に十分ご注意くださいようお願いいたします。また、去る 27 日には別府市営の湯山クレー射撃場にラビットクレー射撃施設が完成し、記念大会が開催されました。私も鳥獣害対策協議会会長として出席いたしましたが、この射撃場で練習した方が、スポーツとしてはもとより、猟師としても活躍していただきたいと期待しています。それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。では、

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) ご異議がないようでありますので、4番委員、5番職務代理者をご指名いたします。よろしくお願いたします。それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましては、事前に皆さんに送付しておりますので、審議については事務局からの説明を求め、報告については、質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思います。それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請(地役権設定)の審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) はい、それでは議案の2ページをお開きください。先月29日に会長と2番委員と事務局で現地確認を行いました。議案第1号 申請番号1 貸付人(承役地所有者)別府市の方、借受人(地役権設定者)障害者福祉サービス事業の一般社団法人。区分、市街化区域。申請の土地、大字鉄輪、地目田、現況畑、261㎡のうち12.62㎡です。12.62㎡は現地確認後に判明いたしましたので、ご記入をお願いいたします。内容は排水管を地下0.6mの位置に埋設し、転用の時期は許可あり次第となっておりますが、すでに工事は終了していました。申請の事由は、隣接する土地を本届出の地役権設定者に売却した際、その土地から発生する雨水等の雑排水のための排水管を埋設することを条件としていた。今般、申請地の地下0.6m付近に排水管を埋設するための地役権を設定したい。なお、排水管は地下に埋設し、別府市が管理する側溝に放流するため、耕作に支障は生じません。ここで、地役権の説明をさせていただきます。地役権とは、民法上一定の目的の範囲内で他人の土地を自分の土地のために利用する権利のことで、今回は農地の地下に排水管を通すため、農地法第3条の許可を受け、法務局にて正式に地役権を登記簿に記載するためのものです。また、承役地とは地役権の設定者から見て申請の土地の事を指す呼び方になります。総会資料をご覧ください。1ページの4、権利を設定する理由の欄に、申請地は隣接する施設の土地を購入する売買契約の条件となっております。また、宅地造成許可を受けるときも地役権の設定指導があり、検査済書の発行要件に、登記簿への記載の確認があるという事でした。29日の現地確認にて、申請地がすでに工事が終了している事が発覚しましたので、その場で現地に行政書士、施工業者を呼び、厳しく指導いたしました。同日中に施工業者から、始末書と追加の施工図面の提出がございました。市街化区域の農地での地役権の設定案件は、まれな案件ではありますが、始末書の中で施工業者は、農業委員会の許可案件であることの認識がなかったため、事後申請となり、多大なご迷惑をお掛けしましたと、大変反省していました。以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。それでは2番委員から補足説明をお願いいたします。

(2番委員) 今事務局の説明のとおりでございます。申請地は将来的に、水路を境に分筆して、売却する予定であると言っていました。

(議長) 只今、2番委員からの説明がおわりました。他に意見はございませんか。

(6番委員) これは、排水管の工事が完了しているのですね。経緯を教えてください。

(事務局) 市街化区域でもあり関係者全員の認識が無かったため、工事後地役権の登記をする際、行政書士が農業委員会の3条許可がいることに気が付いた次第です。

(6番委員) 地上であれば転用届で良かったが、農地の地下であるので許可が必要になったという事ですね。

(3番委員) 申請地は0.6mとありますが、1mなら許可はいらぬとか、農地として耕すための決まりはあるのですか。

(事務局) 決まりはございません。農地として0.6mで農地使用できるのかということを含め、地上部分を農地として使うので、そのことについて審議をしていただくものです。

(7番委員) 資料では、転用の時期は許可あり次第となっておりますが。

(事務局) 資料を作成するときは、工事完了前の予定でありましたので、申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。

(議長) 工事が完了していたことは、大変遺憾でございましたが、市街化区域でもあり、資料にあるとおり土地の売買契約の際に水路を通すことが要件にもなっており、宅造許可の要件でもあります。そのため、新たな施工図面と業者からの始末書を提出させました。この農地は市街化区域の農地であります、皆さんいかがでございますか。

(7番委員) 工事が完了していたことは悪いと思いますが、市街化区域で他の方に迷惑を掛けているわけではないので、許可しても良いのではないのでしょうか。

(6番委員) 会長と2番委員と局長で現地を確認し、始末書を提出させたとのことですが、事務局は受付時に、このようなことが無いように十分気を付けてもらいたいと思います。

(議長) 事務局は始末書を読み上げて下さい。

(事務局) 始末書読み上げ。

(議長) 今後このようなことが無いように、関係機関に連絡をしていただきたいと思います。それでは、議案第1号について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員) 異議なし。

(議長) 異議なしとのことであります。議案第1号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。報告第1号、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第3条の3の規定による届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) 特になし。

(議長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) 特になし。

(議長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) 特になし。

(議長) 特にご質問等もないようであります。続きまして、報告第2号開発行為事前協議申込等に対する協議結果の報告について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) 特になし。

(議長) 特にご質問等もないようであります。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。お疲れさまでした。

午後3時8分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 _____ 会 長 _____ 印

署名委員 _____ 4 番 委 員 _____ 印

署名委員 _____ 5 番 委 員 _____ 印